

健診結果の事業主との共同利用について

個人情報保護法では、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となりますが、個人情報保護法第23条第5項第3号において、特定の者との間で共同事業を実施し、個人データを共同利用する場合、「①個人データを共同して利用すること ②共同で利用される個人データの項目 ③共同して利用する者の範囲 ④利用目的 ⑤個人データ管理の責任者」を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、共同利用者は第三者に該当しないこととされていることから、あらかじめ受診者本人の同意を得ずに当該個人データを事業主に提供できることとされています。

記

当商工会は、疾病予防事業をはじめとする健康の保持増進を目的に、保健事業として健康診断を実施していますが、労働安全衛生法においては、事業主に被保険者への健康診断の実施及び診断結果の保存と管理が義務付けられています。

このため、当商工会が実施する健康診断の結果については、事業主の労働安全衛生法の遵守と職場における労働者の安全と健康の確保を目的とし、個人情報の保護に関する法律第23条第5項第3号の規定により、下記の事項を公表のうえ、被保険者の健診結果を事業主に提供し、当商工会と共同して利用します。ただし、当商工会が事業者健診の実施を受託した場合に限るものとします。

① 共同で利用される個人データの項目

労働安全衛生規則第44条に基づく法定項目

② 共同して利用する者の範囲

- ・事業主：事業主、健康管理事務担当者、産業保健専門職
- ・当商工会

③ 利用目的

事業主の労働安全衛生法の遵守と職場における労働者の安全と健康の確保

④ 個人データ管理の責任者

- ・事業主：事業主及び健康管理データの管理責任者
- ・当商工会：個人情報保護管理者

⑤ 健康診断データの取得方法

当商工会が契約する健診機関より健診結果データを取得

【要点】

改正個人情報保護法が平成29年5月30日全面施行され、「健康診断結果」等についても本人の同意を得ずに、第三者へ提供することが原則禁止になりました。

ただし、労働安全衛生法に基づいた健診結果については、上記の「健診結果の事業主との共同利用について」の文書を、事前に従業員さんにお知らせいただくか、わかりやすい場所に掲示し周知いただくことで、事業主は第三者に当たらないとされ、本人の同意が不要となります。

※申込前に必ず従業員さんへの周知をお願いいたします。